裁 判 所 法 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 案 閣 法 第 五. 号) (衆 議 院 送 付 要

本 法 律 案 は 近 年 \mathcal{O} 法 曹 養 成 制 度 を 8 ぐ る 状 況 \mathcal{O} 変 化 に 鑑 4 法 曹 کے な る 人 材 0) 確 保 \mathcal{O} 推 進 等 を 図 る た

 \Diamond 司 法 修 習 生 に 対 し、 修 習 給 付 金 を 支 給 す る 制 度 \mathcal{O} 創 設 等 を 行 おうとす る Ł \mathcal{O} で あ り、 そ \mathcal{O} 主 な 内 容 は 次

のとおりである。

司 法 修 習 生 に 対 L 玉 が 修 習 給 付 金 を 支 給 す る 制 度 \mathcal{O} 創 設 等

1 司 法 修 習 生 に は、 そ \mathcal{O} 修 習 \mathcal{O} た \otimes 通 常 必 要 な 期 間 と L 7 最 高 裁 判 所 が 定 \otimes る 期 間 修 習 給 付 金 を 支 給

す る 修 習 給 付 金 \mathcal{O} 種 類 は 基 本 給 付 金、 住 居 給 付 金 及 び 移 転 給 付 金 لح す る。

2 基 本 給 付 金 \mathcal{O} 額 は 司 法 修 習 生 が そ \mathcal{O} 修 習 期 間 中 \mathcal{O} 生 活 を 維 持 す る た \otimes に 必 要 な 費 用 で あ 0 て、 そ \mathcal{O}

修 漝 に 専 念 L な け れ ば な 5 な 11 と そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 司 法 修 習 生 \mathcal{O} 置 カン れ て 1 る 状 況 を 勘 案 L 7 最 高 裁 判 所 が 定

8 る 額 とす る 住 居 給 付 金 は 司 法 修 漝 生 が 自 5 居 住 す る た 8 住 宅 を 借 ŋ 受 け 家 賃 を 支 払 0 て 1 る 場

合 に 支 給 す ることと L そ \mathcal{O} 額 は 家 賃 と L 7 通 常 必 要 な 費 用 \mathcal{O} 範 开 内 12 お 1 7 最 高 裁 判 所 が 定 \otimes る 額

とす る。 移 転 給 付 金 は 司 法 修 習 生 が そ \mathcal{O} 修 習 に 伴 11 住 所 又 は 居 所 を 移 転 す ることが 必 要と 認 め 5 れ る

場 合 に その 移 転 につ ١, て 支給することとし、 そ \mathcal{O} 額 は、 路 程 に 応 じ て 最 高 裁 判 所 が 定 \Diamond る 額 とする。

司 法 修 習 生 が そ \mathcal{O} 修 習 に 専 念することを確 保 す る た 8 \mathcal{O} 資 金 を 玉 が 無 利 息 で 貸 与 す る 制 度 を 変更し、

3

修 習 専 念 資 金 一司 法 修 習 生 が そ \mathcal{O} 修 習 に 専 念 す ることを 確 保 す る た \otimes \mathcal{O} 資 金 で あ 0 て、 修 習 給 付 金 \mathcal{O} 支

給 を 受 け て t な お 必 要 な ŧ \mathcal{O} を 玉 が 無 利 息 で 貸与 す る 制 度 とす う。 。

_ 司 法 修 習 生 \mathcal{O} 罷 免 等 に 関 す る 所 要 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 整 備

1 最 高 裁 判 所 は 司 法 修 習 生 に 成 績 不 良、 心 身 \mathcal{O} 故 障 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} そ \mathcal{O} 修 習 を 継 続 することが 木 難 で あ る 事

由 لح L 7 最 高 裁 判 所 \mathcal{O} 定 \otimes る 事 由 が あ る لح 認 8 る とき は 最 高 裁 判 所 \mathcal{O} 定 \Diamond るところに ょ り、 そ \mathcal{O} 司 法

修習生を罷免することができる。

2 最 高 裁 判 所 は 司 法 修 習 生 に 品 位 を 辱 \Diamond る 行 状 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 司 法 修 習 生 たる に 適 L な 1 非 行 に 当 た る 事 由

と L て 最 高 裁 判 所 \mathcal{O} 定 8 る 事 由 が あ る と 認 \Diamond る لح き は 最 高 裁 判 所 \mathcal{O} 定 \Diamond るところに ょ り、 そ \mathcal{O} 司 法 修

習 生 を 罷 免 L そ 0) 修 習 \mathcal{O} 停 止 を 命 じ、 又 は 戒 告することが できる。

三 施行期日

この法律は、平成二十九年十一月一日から施行する。